

用語説明

- 歳入**
- ①町税…町民税、固定資産税、軽自動車税等、町に納められる税金
 - ②分担金及び負担金…一定の事業により特別な利益を受ける者からその事業に要する経費の全部または一部を受身に依りて徴収するお金
 - ③使用料及び手数料
使用料…総合体育館等、公の施設の使用料
手数料…税の証明や住民票等の交付に対する手数料
 - ④その他…財産収入、繰越金、寄附金
 - ⑤繰入金…一般会計・特別会計・基金等の会計間で相互に資金運用するお金
 - ⑥諸収入…他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。延滞金や預金利子、雑入等
 - ⑦地方譲与税…自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税
 - ⑧各種税交付金…利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金
 - ⑨地方特例交付金…個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために国から交付されるお金
 - ⑩地方交付税…地方公共団体が一定水準の業務ができるよう財政状況に応じて国から交付されるお金
 - ⑪国庫支出金…国が公益性を認め、その事業を実施するために国から交付されるお金
 - ⑫県支出金…事業等特定の目的の財源として県から交付されるお金
 - ⑬町債…各事業を行うために町が借り入れるお金
 - ⑭交通安全対策特別交付金…交通安全施設の整備、安全運転の確保、交通秩序の確立等一連の対策のために国から交付されるお金

- 歳出**
- ①議会費…議会活動にかかる経費
 - ②総務費…自治振興、広報、戸籍、統計、選挙等にかかる経費
 - ③民生費…児童福祉・障がい者への福祉サービスや老人福祉の増進、保育園や保健福祉センターの管理・運営にかかる経費
 - ④衛生費…保健衛生、ごみ処理など、衛生的な生活のためにかかる経費
 - ⑤労働費…労働者への貸付等にかかる経費
 - ⑥農林水産業費…農林水産業の施設整備・振興や農業委員会の運営にかかる経費
 - ⑦商工費…中小企業の振興育成・雇用促進、観光振興にかかる経費
 - ⑧土木費…道路・橋・河川・町営住宅の管理や都市計画にかかる経費
 - ⑨消防費…消防署や水防・防災対策にかかる経費
 - ⑩教育費…小中学校の管理・運営、体育施設の管理運営、社会教育、学校給食にかかる経費
 - ⑪公債費…地方債の元金及び利子の支払いにかかる経費

- 歳入**
- ①町税 26億1,608万円 (+2.7%)
 - ②分担金及び負担金 1億2,027万円 (-11.3%)
 - ③使用料及び手数料 8,938万円 (+5.8%)
 - ④その他 3億9,870万円 (-14.5%)
 - ⑤繰入金 8億7,707万円 (+283.0%)
 - ⑥諸収入 2億3,982万円 (+2.9%)
 - ⑦地方譲与税 5,416万円 (+4.6%)
 - ⑧各種税交付金 2億3,972万円 (+56.9%)
 - ⑨地方特例交付金 182万円 (-19.9%)
 - ⑩地方交付税 9億9,402万円 (+5.9%)
 - ⑪国庫支出金 6.843億円 (+18.1%)
 - ⑫県支出金 8.968億円 (+57.8%)
 - ⑬町債 6億6,053万円 (+29.3%)
 - ⑭交通安全対策特別交付金 117万円 (+2.9%)

美浜町の3つの財布

町には、お金を出し入れするために3つの財布を用意しています。

1つ目は「一般会計」という財布。これは、町の基本的な行政サービスを行うために必要なお金を出し入れする財布で、通常はこの財布にお金を入れたり、そこから払ったりしています。(2~3頁)

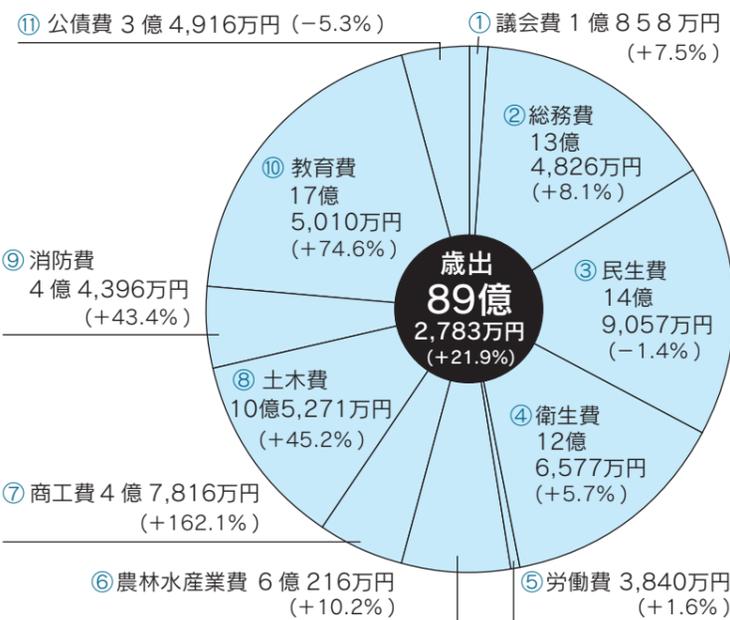
2つ目は「特別会計」という財布。この財布の中には、10個に仕切られており、「診療所事業」や「国民健康保険事業」等があります。(4頁)

3つ目は、一般の会社と同じ会計方式をとる「企業会計」という財布。

現在、町には1つだけ「上水道事業会計」という会計があります。(4頁)

歳出

※()は対前年比



● 町民 1 人あたりに使われたお金 **約 89 万 9 千円**
(平成 28 年 3 月 31 日現在の人口 9,935 人で計算)

教育費・土木費・商工費が大幅に増額

平成 27 年度の一般会計の歳出決算額は、89 億 2,783 万円で、前年度と比較すると、16 億 1,970 万円の増額となりました。教育費の増加は、多目的屋内運動場や歴史文化館の整備、総合運動公園の改修等によるものです。また、土木費の増加は、美浜東『美し野』ニュータウンの整備や町営住宅の改修等によるものです。商工費は、対前年度比で 162.1% の増となつていますが、これは将来的な企業誘致に向けて積極的に基金を積み立てたためです。歳入から歳出を差し引いた 4 億 2,302 万円は、平成 28 年度に繰り越して、歳入の一部になります。なお、歳出総額を今年 3 月 31 日時点の町の人口で割ると、1 人あたり約 89 万円を使ったこととなります。

平成 27 年度

決算報告



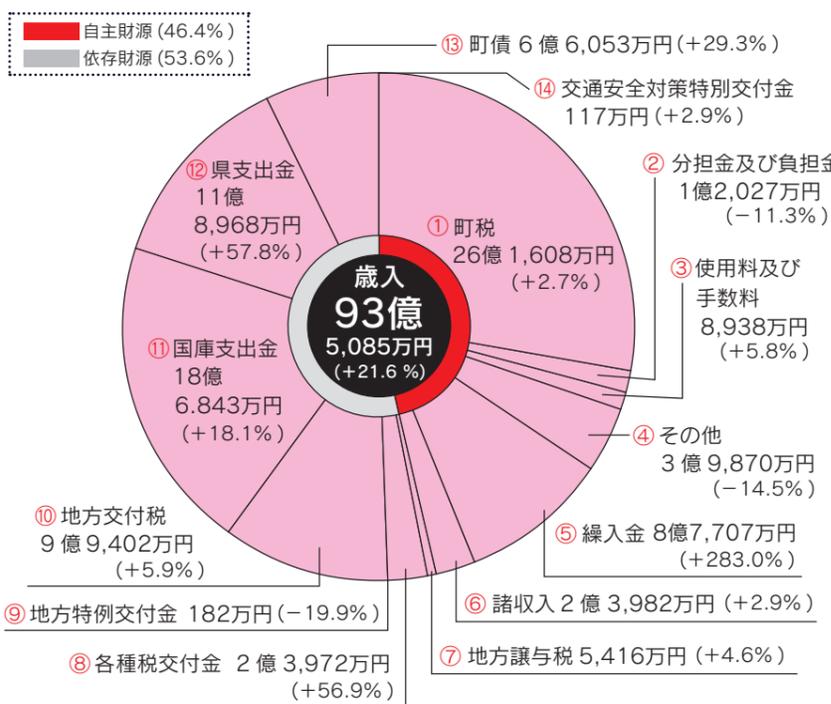
9月1日から開会された第6回町議会定例会で平成27年度の決算が認定されました。今月号では、平成27年度に皆さんから納められた税金や、国または県からの収入がどのように使われたのかを報告します。

一般会計

※実際の決算額は円単位ですが、分かりやすくするため万円単位で表示しています。

歳入

※()は対前年比



町税の内訳

名称	金額	対前年比	
町民税	個人	4億3,800万円	-1.2%
	法人	1億3,477万円	26.1%
固定資産税	19億3,917万円	2.6%	
軽自動車税	2,667万円	-0.6%	
たばこ税	7,582万円	-4.4%	
入湯税	165万円	2.8%	
合計	26億1,608万円	2.7%	

県支出金と繰入金が増額

平成 27 年度の一般会計の歳入決算額は、93 億 5,085 万円で、前年度と比較すると、16 億 5,999 万円の増額となりました。増額の主な要因として、植木工場（大敷）や総合運動公園の改修等に係る補助金が交付されたことにより、県支出金で 4 億 3,557 万円の増収となったこと、また、多目的屋内運動場やエネルギー環境教育体験施設の建設等に充てるため基金（事業を行うための積み立て金）を予算に繰り入れたことにより、繰入金で 6 億 4,807 万円の増額となったこと等が挙げられます。

自主財源は全体の半分を下回る

一般会計の歳入は、町民の皆さんから納められた町税や町の施設を使った時に支払われる使用料等、町が自分の力で収入とした「自主財源」と、国や県から交付を受けた「依存財源」に分かれています。その割合を見ると、自主財源が 46.4%、依存財源が 53.6% となっており、歳入の半分以上を他の財源で賄っています。自主財源の割合が大きいほど、行政活動の自主性と安定性が確保できるため、町では、今後も税収等の自主財源を上げるための施策に取り組んでいきます。

平成 27 年度の主な事業

■振興計画策定事業 [事業費] 607万円

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間のまちづくり方針「第五次美浜町総合振興計画」を策定しました。



第五次美浜町総合振興計画

■産業団地整備事業 [事業費] 13億7,581万円

人口減少対策として、働く場を確保し若者の定住化を図るため、山上地係に産業団地を整備し、企業誘致施策を進めました。



若狭美浜インター産業団地

■住宅団地整備事業 [事業費] 5億,4,336万円

人口減少対策として、若者の流出を抑え町外からの移住を促進するため、山上地係に住宅団地を整備しました。



美浜東「美し野」ニュータウン

■番号制度(マイナンバー)システム整備事業 [事業費] 3,712万円

国が進める番号制度(マイナンバー)導入に対応するため、既存の業務システムを改修しました。

■企業の園芸確立支援事業 [事業費] 1億4,770万円

大藪の植物工場で操業を開始する事業者に対し、工場の改修費を補助しました。



多目的屋内運動場

■多目的屋内運動場整備事業 [事業費] 5億2,414万円

スポーツ活動や健康づくりに対するニーズの多様化・増大化に対応するため、美浜町西郷健康ひろばに多目的屋内運動場を整備しました。



美浜町歴史文化館

■歴史文化館設置事業 [事業費] 1億8,002万円

町の歴史文化資料の保存や展示による一般公開を目的に、旧せせらぎ保育園の園舎を活用し、美浜町歴史文化館を整備しました。

■公共交通運行事業 [事業費] 3,428万円

予約方式を導入した新しい運行体系で、コミュニティバスの運行を開始しました。



美浜町コミュニティバス

■エネルギー環境教育体験施設整備事業 [事業費] 2億5,774万円

エネルギー環境教育体験館の整備に向け、旧丹生小学校校舎の改修と新築棟増築工事に着手するとともに、グラウンド部分の実施設業務を実施しました。また、開館に向けた広報強化のため、開館告知ポスター・チラシ、施設ホームページを作成しました。

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行うために一般会計とは別に設けられている会計のことで、それぞれの会計が独自で収入・支出の経理をしています。
町の特別会計は全部で 10 会計で、それぞれの決算額は次のとおりです。

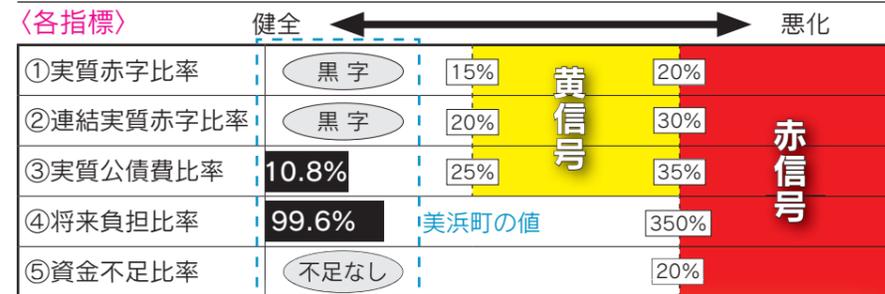
会計	内容	歳入	歳出	差引額
診療所事業	東部診療所と丹生診療所を運営するための会計	1億5,860万円	1億5,844万円	16万円
国民健康保険事業	自営業の方や退職者等の医療費等を給付する会計	14億5,173万円	13億8,683万円	6,490万円
後期高齢者医療事業	75歳以上の高齢者等の保険料を収納・納付するための会計	1億1,142万円	1億1,136万円	6万円
介護保険事業	介護保険の給付や高齢者の生活支援等を行う会計	11億2,868万円	11億857万円	2,011万円
産業団地事業	産業団地の整備を行う会計	13億7,581万円	13億7,581万円	0円
住宅団地事業	住宅団地の整備を行う会計	5億4,335万円	5億4,335万円	0円
簡易水道事業	簡易水道施設の整備・管理を行う会計	1億1,114万円	9,710万円	1,404万円
集落排水処理事業	集落排水処理施設の整備・管理を行う会計	1億5,941万円	1億5,924万円	17万円
公共下水道事業	公共下水道施設の整備・管理を行う会計	4億9,719万円	4億9,692万円	27万円
道路用地取得事業	国道27号交通安全事業のための道路用地取得を行う会計(平成27年度新設)	2億7,173万円	2億6,949万円	224万円

企業会計

法律で設置が義務づけられている企業会計。
美浜町は、地方公営企業法の「水道の給水人口が5,000 人を超える自治体」に該当するため、上水道施設の整備・管理を行う上水道事業会計を設けています。

会計	歳入	歳出	差引額	
上水道事業	収益的収支(水道料等での収支)	1億6,074万円	1億6,169万円	-95万円
	資本的収支(施設建設等の収支)	8,447万円	1億2,725万円	-4,278万円(※1)

※1 資本的収支で不足した 4,278 万円は、将来、施設改修のために保有している資金で補てんしました。



- ①実質赤字比率**
一般会計等(美浜町では一般会計と診療所事業)の赤字から財政運営の深刻度をみる比率。美浜町では、一般会計等決算の実質収支(※2)が黒字となるため、比率は表記されません。
- ②連結実質赤字比率**
すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率。美浜町では、全会計の実質収支が黒字となるため、比率は表記されません。
- ③実質公債費比率**
借金の返済負担の重さを示す比率。
- ④将来負担比率**
町が抱える負債の残額から将来財政への圧迫をみる比率。
- ⑤資金不足比率**
公営企業会計の資金不足額から経営状況の深刻度をみる比率。美浜町では、6 会計とも資金不足がないため、比率は表記されません。

※2 歳入総額から歳出総額を差し引き、更に、次年度に繰り越して行う事業に必要な財源を差し引いたもの。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、4つの財政指標と公営企業会計(美浜町では、上水道事業、簡易水道事業、集落排水処理事業、公共下水道事業、産業団地事業、住宅団地事業が該当)の資金不足比率で、自治体の財政状況をチェックすることになっています。平成27年度の決算に基づく算定の結果、美浜町はいずれの指標も基準値を下回っており、健全な財政が保たれています。

美浜町の財政状況は健全です

野焼き（野外焼却）は禁止です

秋を迎えると、野焼きに関する問い合わせが多く寄せられます。野焼きは、自然環境や住環境に影響を及ぼすことから、一部例外を除き法律で全面的に禁止されています。

今月号では、野焼きの問題点や罰則等についてお知らせします。

美浜の
環境
シリーズ95
environment



子どもの教育施設を意識した、楽しげで柔らかいロゴで、「き」を鍵のキーに見立てています。カラーリングは、美浜町の山々、若狭湾の夕日、水晶浜、美浜町の花火、美浜の花ツツジをイメージした5色でエネルギーのベストミックスを表しています。

※ロゴデザインは町で作成。

「きいぱす」に込めた3つの願い

<p>キープ アス 「Keep us」</p> <p>私たちの生活／未来を先の世代のためにも維持し、守っていく。</p>	<p>キープ ジ アース クリーン 「keep the Earth clean」</p> <p>美しい地球を保っていこう。知ることが地球を美しく保つことへの第一歩となる。さまざまなことを知り、学んで、私たちは地球を守っていかなければならない。</p>	<p>キー・パス 「key・pass」</p> <p>これからの未来へすすむためのカギ(key)をこれからの世代へ渡して(pass)いく。</p>
------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

野焼きとは
野焼きは、適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを言い、ドラム缶やブロック囲い等を使用した焼却行為等も含まれます。
なお、野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されており、違反者には「5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（もしくはその両方）」が課せられます。

野焼きが禁止される理由
野焼きを行うと、300℃程度の低い温度での焼却となり、燃やすものによっては、毒性が非常に強いダイオキシン類や塩素素の発生原因となります。また、住宅地付近で野焼きを行うと、煙やすすが家の中に入ったたり、洗濯物においがついたりと、周辺の生活環境にも悪影響を及ぼし、最悪の場合火の粉が飛び、火災へと発展する恐れもあります。
ただし、公益上・社会の習慣上やむを得ない場合や、周辺の生活環境に与える影響が軽微な場合、例外的に認められる場合があります。

野焼き禁止の例外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例：河川管理者等が河川の管理を行うために伐採した草木等の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：どんど焼き（地域の行事における不要となった門松やしめ縄等の焼却）

- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：畦焼き、もみ殻、伐採した枝の焼却
- ⑤ たき火やその他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なものであるもの
例：たき火やキャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却

前述の例外であっても、周辺の生活環境に影響を与えないようにすることが必要です。「木や葉等をよく乾燥させる」「焼却を短時間で終わらせる」「風向きに気を付ける」等、近隣の方とトラブルにならないよう配慮をしてください。

※お問い合わせ先
町住民環境課（担当：藤村）
☎ 32・6703



美浜町エネルギー環境教育体験館「きいぱす」(外観イメージ図)